

黒石市立図書館運営計画及び
第3次黒石市子ども読書活動推進計画

令和4年2月
黒石市教育委員会

目 次

I 黒石市立図書館運営計画

1	計画策定の背景	3
2	計画の目的	3
3	計画の構成	3
4	計画期間	3
5	図書館の管理運営について	4
	(1) 組織	4
	(2) 人材育成	4
	(3) 図書ボランティアの育成と支援	4
	(4) 図書館資料の収集と保存	4
	(5) 排架計画	4
	(6) 図書館システム	5
	(7) ICT活用	5
	(8) 視聴覚資料の利用環境	5
	(9) 図書館資料の貸出方法	5
	(10) 開館時間	5
	(11) 休館日	6
	(12) 市民活動室の使用	6
	(13) 障がい者等への対応	6
	(14) 利用ルールの制定	6
	(15) 迷惑行為等への対応	6
	(16) 財源確保の取組	6
	(17) 重要評価指標（K P I）の設定	7
	(18) 評価方法と運用方針の見直し	7
6	図書館奉仕（サービス・事業）について	7
	(1) 「学びあう図書館」の実現に向けて	7
	(2) 「憩いと賑わいの図書館」の実現に向けて	8
	(3) 「市民の力を育む図書館」の実現に向けて	9

II 第3次黒石市子ども読書活動推進計画

1	計画策定の背景	10
2	計画の目的	10
3	計画期間	10
4	現状と課題	11
	(1) 現状及び取組状況	11
	(2) 課 題	12

5	基本方針	15
	(1) 読書に親しむための機会の提供・充実	15
	(2) 読書活動推進に向けた連携	15
	(3) 読書活動の普及・啓発	15
6	読書活動推進のための取組	17
	(1) 家庭における取組	17
	(2) 幼稚園・保育所等における取組	18
	(3) 学校における取組	19
	(4) 地域における取組	20
	(5) 市立図書館における取組	21
	(6) 黒石ほるぷ子ども館における取組	22

Ⅲ 資料編

1	黒石市立図書館運営計画策定会議名簿	23
2	計画の策定経過	24
3	関係団体等への意見聴取結果	25
4	重要評価指標（K P I）	27
5	用語解説	28

I 黒石市立図書館運営計画

1 計画策定の背景

市では市立図書館整備のため、令和2年3月に黒石市立図書館整備基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定しました。

その中においては、基本理念に「学びあう図書館」、「憩いと賑わいの図書館」、「市民の力を育む図書館」の3つを掲げ、計画のキャッチフレーズを「あずましの図書館」とし、令和4年度内の開館を目指すこととしています。

市立図書館の開館に当たっては、その基本的運営方針及び設置条例、各年度の事業計画、運営マニュアル等を策定する必要があります。

また、令和3年度で終了する第2次黒石市子ども読書活動推進計画に続く次期計画につきましても、本計画との整合性を図りながら策定する必要があります。

2 計画の目的

本計画は、基本構想・基本計画に基づき、市立図書館の基本的運営方針を定めるものです。市では本計画に基づき、市立図書館の設置条例の制定、各年度の事業計画、運営マニュアル等を策定します。

なお、本計画の策定に当たっては、関係団体等からの意見聴取並びに社会教育委員及び有識者による黒石市立図書館運営計画策定会議を開催し、検討を行いました。

3 計画の構成

本計画は、黒石市立図書館運営計画（以下「運営計画」という。）と第3次黒石市子ども読書活動推進計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）、資料編の3部構成とします。

4 計画期間

子ども読書活動推進計画の計画期間との整合性を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

5 図書館の管理運営について

(1) 組織

市教育委員会が所管する施設として、市立図書館に館長及び司書その他必要な職員を置きます。

(2) 人材育成

職員に司書講習を受講させるなど、司書を複数確保することに努めます。

また、県立図書館などが主催する研修会への参加や運営マニュアルの作成と見直しを行うことで図書館職員の能力の向上とノウハウの継承に努めます。

(3) 図書ボランティアの育成と支援

蔵書整理や配本、飾り付けなどの施設運営に係る活動及び読み聞かせ会や製本講座などの読書推進に関する事業について、個人及び団体によるボランティアを公募したり、各種研修会や小・中学生を対象とした職場体験事業等を開催したりすることで図書ボランティアの育成に努めます。

また、学校で活動する図書ボランティアや高校生ボランティアとの連携を図ったり、助成金等の情報提供及び図書ボランティアの組織化を推進したりすることで活動を支援します。

(4) 図書館資料の収集と保存

図書館資料の受入れは、様々な観点に立つよう努めるとともに、蔵書の分類構成が適切となるよう計画的に行います。

市民の要望及び利用を考慮した図書館資料の充実に努めるとともに、本市に関する郷土資料や地元新聞、統計情報などを優先して収集します。

また、本市の魅力を紹介する企画展示を行うに当たっては、そのテーマに関する資料を収集し、展示期間終了後も閲覧できる状態にします。

内容が更新されたなどの理由により時代に即さなくなった図書館資料は除籍し、市民が適切に情報を得られる環境を維持します。

図書館資料の受入れや除籍に当たっては、出版年月日や劣化状況だけでなく、歴史的価値なども考慮しながら慎重に行うものとし、処分の判断に必要なノウハウを蓄積し、継承できる体制を構築するものとします。

限られた財源や収容スペースを有効活用するため、県立図書館や他市町村立図書館、大学図書館、国立国会図書館などとの役割分担と連携に努めます。

(5) 排架計画

キッズスペース、交流スペースなど比較的賑やかなスペースには幼児や保護者に向けた図書館資料を排架し、静かなスペースに向かうに従って学生や社会人、高齢

者に向けた図書館資料を排架することで、多様な利用者が共存できるように配慮します。

また、郷土資料は館内中央に排架し、誰もが目に触れることができるようにします。

図書館資料のうち利用頻度の高いものを開架書架に排架し、利用頻度の低いもの及び特に貴重な図書館資料は閉架書庫に保管します。ただし、閉架書庫内の図書館資料についても活用が図られるよう、利用者への情報提供などに努めます。

(6) 図書館システム

書誌情報や利用者情報などを継承し、かつ、円滑な開館作業を行うため、スポカルイン黒石図書コーナーで使用していた図書館システムを継続使用します。

(7) ICT活用

館内に公衆 Wi-Fi 環境を整備し、利用者が持参したスマートフォン等によるインターネット利用を可能とします。ただし、Wi-Fi は開館時間内のみ利用可能とし、フィルタリング（有害サイトへのアクセス制限サービス）等の導入を検討します。

また、インターネット利用や蔵書検索用に館内におけるタブレット端末の貸出しを行います。

市ホームページに利用案内や蔵書検索、新着本や郷土資料の紹介、イベント情報等を掲載し、情報発信を行います。

その他、電子図書、デジタル資料等の新技術の導入や多様な手段による読書環境の提供について、その必要性や費用対効果を検証しながら検討を行います。

(8) 視聴覚資料の利用環境

持ち運び可能な音響セット、プロジェクター、スクリーン、貸出用のDVD及びプレーヤー等を備え、視聴覚資料を再生可能とします。

(9) 図書館資料の貸出方法

個人への図書館資料の貸出しは、貸出期間を原則として14日以内とし、貸出冊数を1人5冊以内とします。

また、団体への図書館資料の貸出しは、現在よりも弾力的な運用が可能となるよう、貸出期間を6か月以内とし、貸出冊数を300冊以内とします。

ただし、入手が困難な貴重資料などについては、禁帯出、参考資料等のラベルを貼り付けし、貸出しを行わないものとします。

(10) 開館時間

開館時間は、市民になじみのあるスポカルイン黒石図書コーナーと同じ午前9時から午後6時までとします。ただし、市立図書館の利活用促進や災害等への対応のため、教育長が特に必要と認めた場合は、利用時間を変更することができるもの

とします。

(11) 休館日

休館日は、施設の保守作業等が適切に行われるよう原則週1日とし、市スポーツ交流センターとの相互利用が図られるよう月曜日(その日が祝日に当たるときは、その翌日)とします。その他、蔵書整理期間と年末年始を休館日とします。

(12) 市民活動室の使用

読書、学習、ボランティア活動等を行う個人及び団体、市及び市教育委員会が主催又は共催する事業に市民活動室を使用できるものとします。ただし、使用させるに当たっては、騒音等の迷惑行為、営利行為などを禁止します。

また、市民活動室を臨時の学習室や閲覧室として開放することを検討します。

(13) 障がい者等への対応

図書館資料の利用に必要な拡大読書器等の機器の整備や点字及び外国語による表示の充実、手話や筆談等の多様なコミュニケーション手段の確保に努めるとともに、障がい者や外国人、高齢者等の各支援団体・施設と連携を図ります。

(14) 利用ルールの制定

図書館及び図書館資料は市民の財産であり、図書館は公共マナーを学ぶ空間であることを念頭に、多様な利用者が共存できるよう、施設内における飲食や会話、長時間の利用などについて必要なルールを定めます。

(15) 迷惑行為等への対応

○ 迷惑行為への対応

利用ルールに違反した利用者に対しては注意を行い、繰り返す場合は、退去してもらう措置をとることを条例に明記します。

○ 図書等の弁償

図書館資料又は備品等を損傷し、若しくは汚損し、若しくは滅失した場合は、それと同一の物又は相当の代価をもって弁償してもらうことを条例に明記します。

(16) 財源確保の取組

人口減少の進む中でも安定した図書館運営を行うための財源として、又は企業等の社会貢献の場として次の施策を実施します。

○ 除籍図書等の活用

図書ボランティアと連携して除籍図書等の販売イベントを実施し、その収益を黒石市図書館建設整備基金に積み立てます。

○ 雑誌スポンサー制度の導入

雑誌の年間購読費を負担する事業者等を公募し、企業名を雑誌のカバーなどに表示する制度を導入します。

○ ネーミングライツ制度の検討

市立図書館の名称に愛称を付与する命名権者を公募し、権利料を納付してもらう制度の導入を検討します。

(17) 重要評価指標（K P I）の設定

蔵書数、貸出数や利用者数など、把握可能な統計情報のうち特に計画の進捗状況に関係があるものを重要評価指標（K P I）に設定し、計画期間の中間期と末期に評価・分析を行います。（「Ⅲ 資料編」参照）

(18) 評価方法と運営方針の見直し

社会教育委員会において、各年度の事業計画及び運営状況、重要評価指標、重要な運営方針の変更について報告・審議を行い、「黒石市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」により定期的に公表します。

また、日報や利用者アンケートの結果により運営マニュアルの見直しを随時行うなど、運営に市民の意見を反映させる仕組みを設けることで、市民の主体性を生かした図書館づくりを目指します。

6 図書館奉仕（サービス・事業）について

以下は、基本構想・基本計画で定めた「1 求められる機能・サービス」に黒石市立図書館運営計画策定会議で検討した内容を追記したものです。これらに基づき計画期間内の事業計画を策定します。

(1) 「学びあう図書館」の実現に向けて

○ 読書環境の充実

現在よりも蔵書の収容能力を拡大し、豊富な図書に加え、郷土や市政に関する資料などを保存・閲覧を可能とします。加えて、市民の要望に応じた選書会を開催したり、雑誌・新聞のスポンサー制度の導入を検討したりするなど、多様な手段により市民のニーズを反映した図書館資料の充実を図ります。

また、読書への関心を高めるため、図書館資料の展示方法の工夫や関係団体と連携した読み聞かせ会、読書に関する講座の開催、視聴覚資料を用いた映写会などを行います。

○ 学習環境の確保

市民が自習や読書に集中できる静かな環境を提供するとともに、グループ学習や市民団体の活動場所としても利用可能なスペースを確保します。

○ 郷土の情報発信

郷土の資料の収集・保存をするとともに、本市の歴史や文化、偉人、市民による生涯学習の成果の展示・紹介をするなど、市民が多様な情報に触れる機会を提供し、文化の継承と創造を支援します。

○ 市民の学ぶ力の養成

司書を中心に職員のレファレンス能力を強化するとともに、インターネット環境の整備、図書館を活用した情報収集・調査方法の紹介、各種団体と連携した健康づくりやキャリア形成等の暮らしの情報提供など、市民の課題解決の支援と自ら学ぶ力の養成を図ります。

(2) 「憩いと賑わいの図書館」の実現に向けて

○ あずましの居場所づくり

居心地のよい閲覧スペース、飲食や会話が可能なスペースを設けるなど、学生や子育て世代、社会人、高齢者など、様々な利用目的や世代に応じた憩いの居場所づくりを行います。

○ ユニバーサルデザインの導入

施設のバリアフリー化や点字・多言語による案内、ボランティアとの連携など、ハード・ソフトの両面で誰もが利用しやすい施設とします。

○ 地域資源との連携

図書館周辺の文化・スポーツ施設と連携した各種学習講座等の開催や、学習の成果を発表できる場の提供など、周辺施設との複合的利用を推進し、相乗効果による集客力の強化を図ります。

また、市内外の施設や人材とも広く連携し、図書館による取組の幅を広げるとともに地域資源が活用される機会を設けます。

○ 回遊性向上の環境づくり

市民や観光客が中心市街地へ回遊する際の起点となるよう、まち歩き団体や観光施設、公共交通との連携を図りながら、観光名所や祭りなど本市の魅力を紹介する企画展示や情報提供などを行います。

(3) 「市民の力を育む図書館」の実現に向けて

○ 市民活動の育成と支援

生涯学習のまちづくりの実践の場として、市民が交流し学びあいながら、ボランティア活動や生涯学習活動などが行える環境を整えるとともに、活動内容を広く紹介することで市民活動の育成と支援を行います。

○ 図書ボランティアの育成と協働

読み聞かせ会や選書会、蔵書整理など、図書に関係するボランティアの育成を図るとともに、ボランティア活動に市民が参加できる機会を設けます。

また、図書館の運営に市民の意見を反映させる仕組みを設け、「市民を育む」図書館であると同時に、市民が主体性を持ち図書館のサポーターとなる「市民が育む」図書館を目指します。

○ 地域連携による子どもの読書活動の推進

子ども読書活動推進計画に基づき、保護者、ボランティア、学校、公民館、黒石ほるぷ子ども館、児童館、幼稚園、保育園、認定こども園等と連携した児童書の団体貸出、読書に関する講座の開催などにより、地域の暮らしの中で子どもの読書活動を推進し、読書を介して子どもが家庭や地域とのつながりを強められる環境をつくります。

○ 地域における読書活動の推進とコミュニティづくり

図書を黒石力（コミュニティ力）を伝える媒体と位置付け、市立図書館を中心にコミュニティ組織やボランティア、民間事業者など多様な担い手との連携を図りながら、公共施設への配本や団体への貸出しを手始めに、地域の実情に根ざした読書活動の取組を進め、市民の力を育みます。

Ⅱ 第3次黒石市子ども読書活動推進計画

1 計画策定の背景

読書は、自分自身の内面を変化させ、成長させる自主的手段の一つです。私たちは読書を通じて新しい言葉を学び、自分の知らなかった世界を知り、想像力を身に付け、心を豊かにしていきます。また、自身の考える力を育て、様々な場面での判断力や決断力を養うことができます。さらには、物語に出てくる登場人物等に感情移入することで、思いやりや生命を敬う気持ちも育まれていきます。これらは、人として生涯学び、身に付けていかなければならないものです。

しかし、インターネットやスマートフォン、SNSといった情報通信技術（ICT）の普及が、保護者と子どもの生活習慣や読書に対する価値観を変化させ、子どもや若者の「読書離れ」が加速していることが指摘されています。

国においては、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、現在は平成30年に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」を実施中です。青森県においても、令和2年に「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定し、県民の読書活動推進に取り組んでいます。

本市においては、平成29年度から実施した第2次黒石市子ども読書活動推進計画が終了し、その期間中に、学校の適正配置、黒石市教育大綱の策定、市立図書館の整備が行われ、教育及び子どもの読書環境に大きな変化がありました。

黒石市教育大綱では、「心豊かでたくましい人づくり」、「情報活用能力と国際的な視野を持つ子どもたちの育成」を掲げており、その実現のためにも子どもの読書活動を進める必要があります。

このような社会情勢を踏まえ、これまでの計画を見直し、新たに「第3次黒石市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

2 計画の目的

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条に定める基本理念にのっとり、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境整備を進めることを目的に、関係機関・団体等との連携を図りつつ、本市の実情を踏まえた子どもの読書活動推進に関する施策を定めるものです。

市では本計画に基づき、各年度の事業計画を策定し、実施してまいります。

3 計画期間

国及び青森県の計画と同じ5年間とし、令和4年度から令和8年度までとします。

4 現状と課題

(1) 現状及び取組状況

県内における子どもの読書活動の現状として、青森県が小学生から高校生までを対象に無記名集団調査で実施した「青森県青少年の意識に関する調査令和2年度調査結果報告書」によると、学校の授業以外の1日の読書時間（教科書や参考書、漫画、雑誌は除く。）について、「全くしない」が令和2年度全体で35.2%と最も多く、学校種別集計結果では学年が進むほど（小学生23.3%、中学生24.5%、高校生58.0%）高くなっています。経年変化では「全くしない」が増加傾向（平成28年度26.0%、平成30年度32.7%、令和2年度35.2%）にあります。

本市における子どもの読書活動の現状として、文部科学省が全国の小学校第6学年と中学校第3学年を対象に実施した「令和3年度全国学力・学習状況調査」によると、学校の授業以外の平日における1日の読書時間（教科書や参考書、漫画、雑誌は除く。）について、「全くしない」が本市の小学校第6学年では28.1%であるのに対し、中学校第3学年では47.0%と大きく上回っています。

また、家にあるおおよその本の数においても、「0～100冊」が小学校第6学年で21.2%であるのに対し、中学校第3学年で30.8%と上回っていて、学年が進むと読書習慣や家庭における読書環境が低下していることを示しています。

いずれの調査項目においても、全国及び青森県に比べて本市では読書習慣が身に付いていない児童生徒が多いことを示しています。

また、人口減少と少子化が進んだことにより子どもの人口及びスポカルイン黒石図書コーナーにおける子どもへの貸出冊数、貸出利用者数がそれぞれ減少しています。貸出利用者数の減少率が人口減少の減少率よりも大きく、読書離れの傾向が表れていることに加え、貸出利用者数1人当たりの貸出冊数は増加していることから、読書をする子どもと、しない子どもの二極化が進んでいると考えられます。

市における読書活動推進のための取組状況として、以前から行っていた、スポカルイン黒石図書コーナー及び黒石ほるぷ子ども館における読み聞かせや出前おはなし会、市健康推進課によるブックスタートなどの読書活動推進に関する事業を継続して実施しました。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策として、読書推進に関する事業の一部中止や各施設の利用制限が行われ、その影響により事業の開催回数や貸出冊数が減少しました。

蔵書冊数では、スポカルイン黒石図書コーナー及び黒石ほるぷ子ども館の収容能力が限界となっており、劣化した児童書等を除籍した結果、やや減少しました。

市内小・中学校では、徐々に図書資料を増加させ学校図書館図書標準を充足しつつありますが、各小学校で組織されていた読み聞かせボランティア団体数は適正配置による学校数減に伴い減少しています。

(2) 課題

令和3年度に実施した、子どもの読書活動に関連する団体・施設等へのアンケート調査及び聴き取り調査によると、市内の保育所等や学校、読書施設では、読み聞かせや探究的学習における図書資料の活用など読書活動推進のための取組が継続的に行われているものの、団体・施設間での情報共有や連携が行われておらず、マンネリ化やマンパワー不足が生じています。

幼児及び小学生では、受動的ではあるものの指導による読書が行われているのに対し、より自主性が重んじられる中学生及び高校生では読書離れが深刻となっており、読書をしない生徒の読解力や文書作成能力の低下が心配されています。

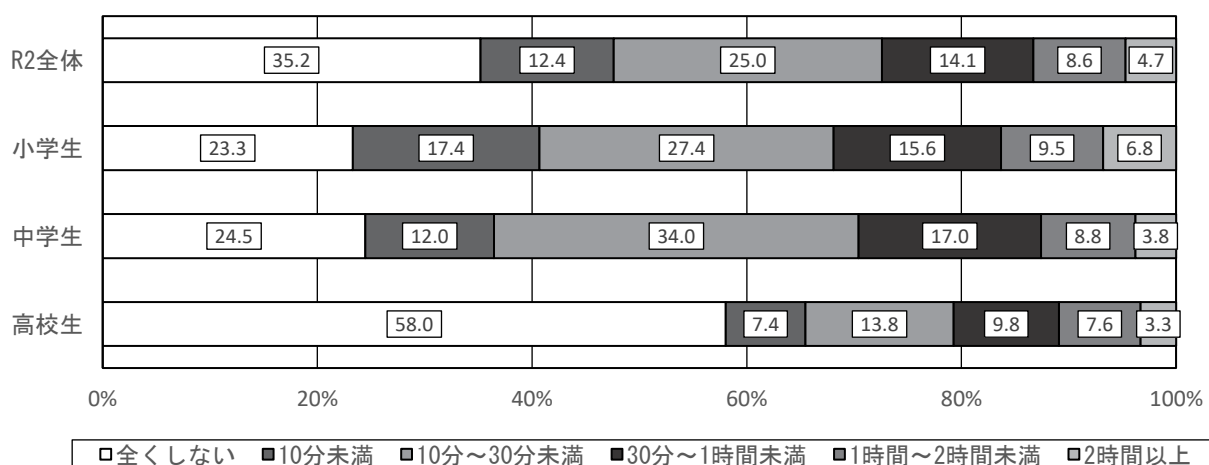
また、読書離れや活字離れが子どもだけでなく保護者の世代においても進行しており、家庭における読書の機会の減少によって子どもの読書離れが更に進むことが危惧されます。

令和4年度の市立図書館開館を契機として、関係機関が連携し、読書習慣が身に付いていない子どもに対して、読書ための環境整備や機会を提供し、主体的な読書活動につなげていくための一層の取組が必要となっています。

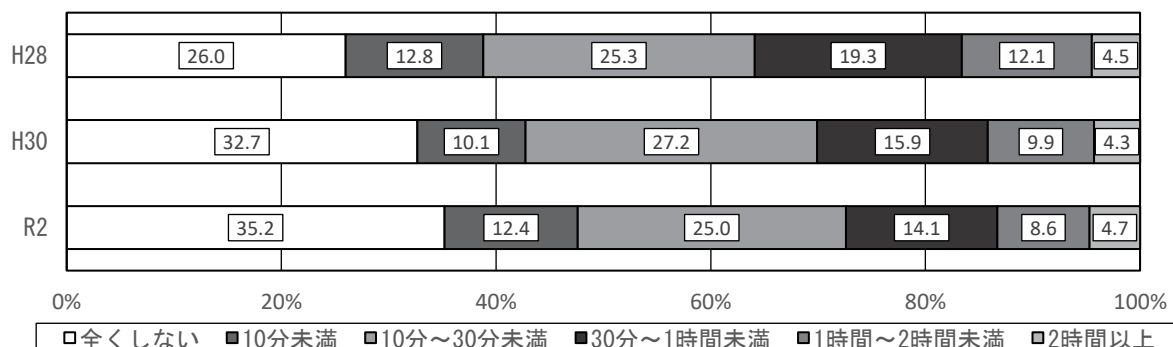
○ 「青森県青少年の意識に関する調査令和2年度調査結果報告書」より

・授業以外の1日の読書時間（教科書や参考書、漫画、雑誌は除く。）

【県内の児童生徒・学校種別集計結果】



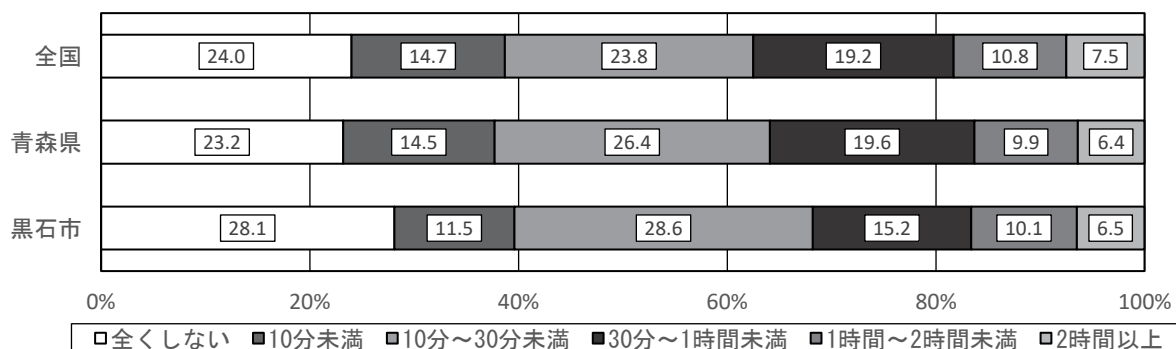
【県内の児童生徒・経年変化】



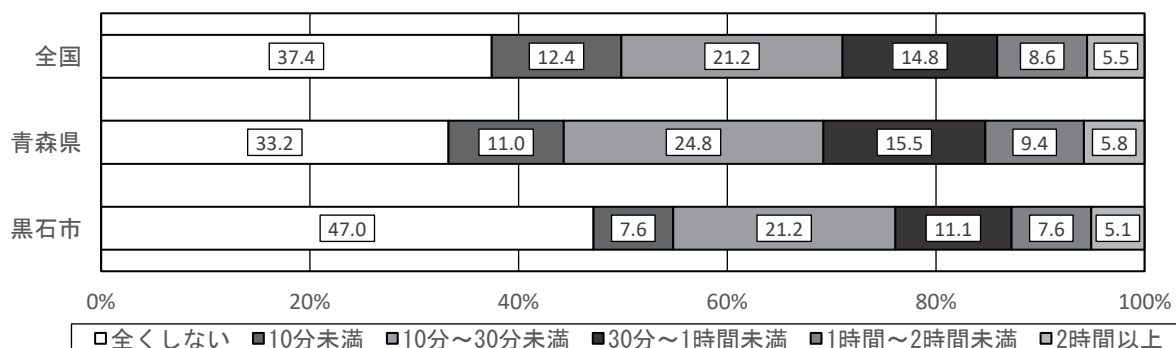
○ 「令和3年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙」より

・授業以外の1日の読書時間（教科書や参考書、漫画、雑誌は除く。）

【本市・小学校第6学年】

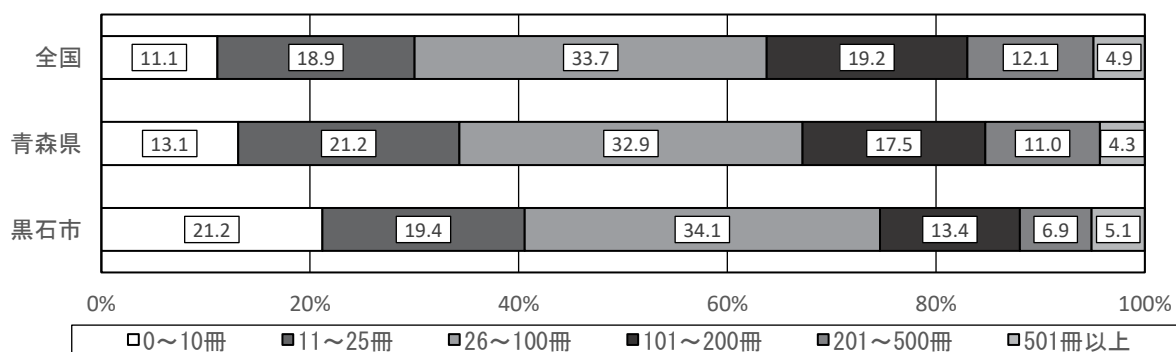


【本市・中学校第3学年】

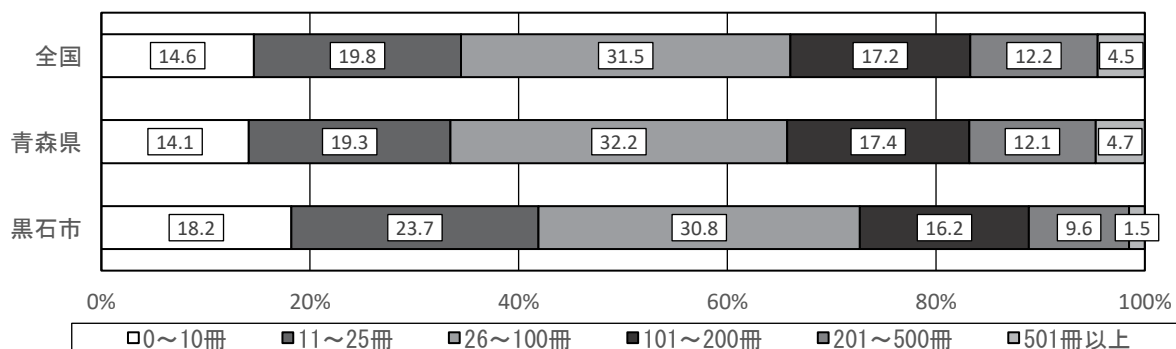


・家にあるおおよその本の数（雑誌、新聞、教科書は除く。）

【本市・小学校第6学年】



【本市・中学校第3学年】



○ 読書活動に関する主な指標

項 目		H24	H29	R2
19歳以下の住民基本台帳人口※1 (括弧内はH24比)		6,192人	5,252人 (84.8%)	4,695人 (75.8%)
図書コーナーの子ども貸出利用者数 (括弧内はH24比)		1,301人	771人 (59.3%)	453人 (34.8%)
図書コーナーの子どもへの貸出冊数 (括弧内は貸出1人当たりの冊数)		3,990冊 (3.1冊)	2,713冊 (3.5冊)	1,816冊 (4.0冊)
学校数		小学校 10校 中学校 4校 高校 2校	小学校 10校 中学校 2校 高校 2校	小学校 4校 中学校 2校 高校 2校
読み聞かせボランティア団体数		7団体	8団体	4団体
読み聞かせ 事業実施数	図書 コーナー	29回	12回	7回
	ほるぷ 子ども館	11回	11回	5回
出前おはなし会実施数 (図書コーナー)		18回	15回	1回
ブックスタート実施数 (括弧内は参加組数)		12回 (218組)	12回 (173組)	11回※2 (186組)
図書購入冊数	図書 コーナー	688冊	476冊	447冊
	ほるぷ 子ども館	67冊	90冊	83冊
学校図書 購入冊数	小学校	1,265冊	500冊	888冊
	中学校	350冊	391冊	572冊
蔵書冊数	図書コーナー (括弧内は児童書・絵本)	38,875冊 (10,868冊)	42,799冊 (7,125冊)	43,801冊 (7,972冊)
	ほるぷ 子ども館	11,185冊	10,566冊	9,932冊
団体図書 貸出冊数	図書 コーナー	2,915冊	3,003冊	1,303冊
	ほるぷ 子ども館	300冊	400冊	350冊
読み聞かせ講座実施公民館数		1館	0館	0館

※1 基準日はそれぞれ H25. 3. 31 現在、H30. 1. 1 現在、R3. 1. 1 現在 (e-Stat より)

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、読み聞かせを中止にした。

○ 現在活動中の読み聞かせボランティア団体

No.	団 体 名	主な活動場所
1	読書クラブ水よう会	図書コーナー、ほるぷ子ども館
2	ろくごうおはなしりんごっこ	六郷小学校
3	モチモチの会	東英小学校
4	すくすくの会	黒石東小学校

5 基本方針

子どもの読書意欲を高め、読書活動を推進していくためには、読み聞かせを始めとする本に親しむ機会の提供と、大人が子どもの読書活動に対し積極的に働きかけ、地域全体で取り組んでいくことが重要です。本計画による取組の基本方針として次の項目を掲げます。

(1) 読書に親しむための機会の提供・充実

子どもの読書習慣の形成のためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書環境を整備し、継続的に読書に親しむ機会を提供することが必要です。

特に子どもの教育の場となる、家庭、幼稚園・保育所等、学校、図書館等のそれぞれの施設において、発達段階に応じた絵本や児童書などの図書資料を充実させ、ブックスタートや読み聞かせ、多読の奨励、探究的学習における図書資料の活用、読書イベントの開催など、読書活動推進のための取組を実施して、読書に親しむ機会の提供に努めるものとします。

(2) 読書活動推進に向けた連携

読書活動推進のための取組を効果的に実施するためには、教育の場となる施設のほか、民間団体や市外の関係機関も含め相互に連携・協力することが重要です。

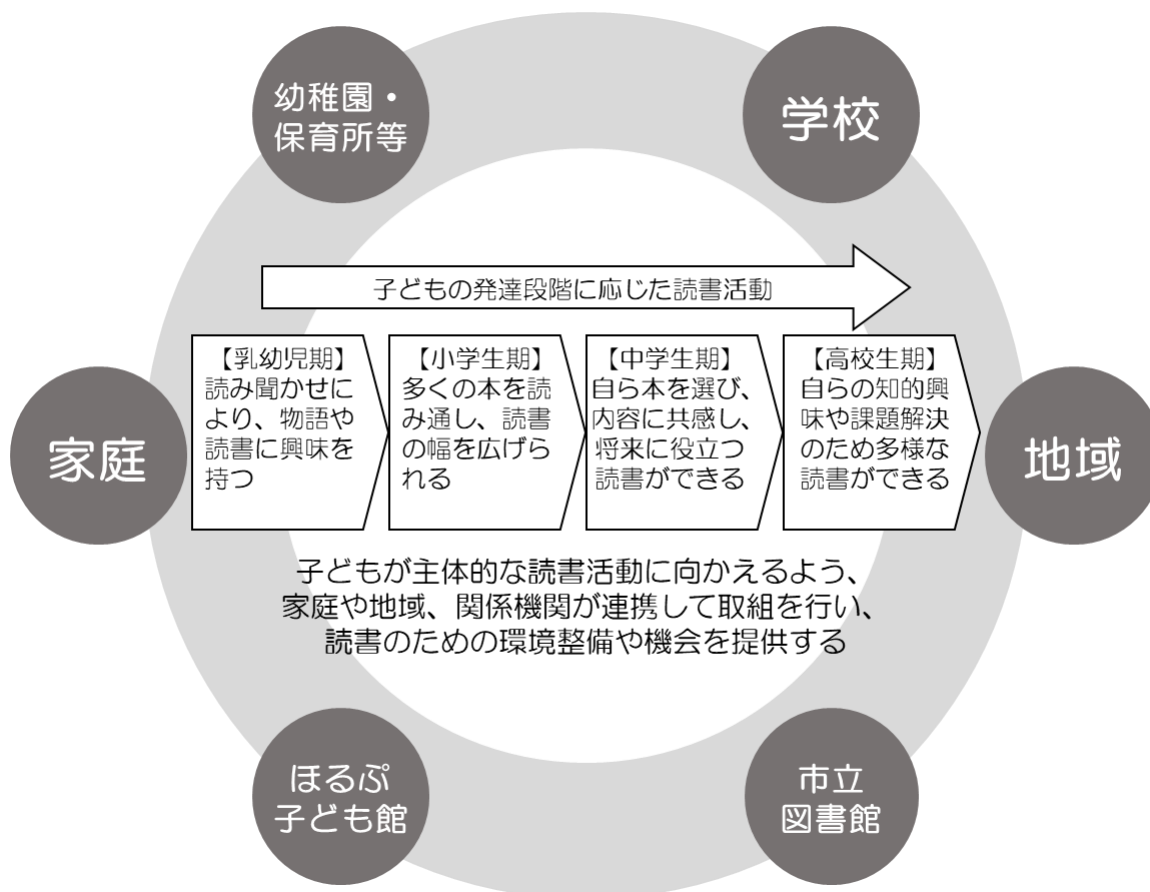
市立図書館が中心となり、関係機関との情報共有や研修会の開催、司書や図書ボランティアによる読書環境整備の支援、読み聞かせボランティアの募集や派遣などの連携を図るものとします。

(3) 読書活動の普及・啓発

子どもが暮らしのあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うようになるためには、教育の場となる施設だけではなく、保護者をはじめとした子どもの成長に深く関わる身近な大人が読書活動に理解を深め、地域全体で読書の価値を認め、読書を奨励する気運を高めることが大切です。

市立図書館や関係機関が連携を図りながら、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

○ 本計画及び取組の基本方針イメージ



6 読書活動推進のための取組

「5 基本方針」の内容に基づき、特に子どもの読書活動推進に関係の深い、家庭、幼稚園・保育所等、学校、地域及び図書館等のそれぞれにおいて、次の取組を行うものとします。

(1) 家庭における取組

○ 家庭の役割

子どもにとって家庭は、最も身近で基本的な教育の場です。特に乳幼児期の接し方により読書への興味関心が育まれ、その後の読書活動や人格形成に大きな影響をもたらします。

家族の本が並ぶ中に絵本など子どもの本が自然に加わり増えていくことで家庭における読書環境が整えられていきます。

家族が読書する姿を目にすることで、読書が生活の一部であることを認識し、家族が絵本を読み聞かせることで、子どもは読書の楽しさを感じ、読み手である家族の感性も刺激され磨かれる機会となります。読書体験を積み重ね共有する機会を作り出すことが、家庭において求められます。

また、家庭における読書は、学童期以降の子どもの人格形成や生活習慣に与える影響も大きいため、発達段階に応じた児童書や一般書、新聞等も用いた読書活動を継続していくことが求められます。

○ 現状・課題

インターネットやスマートフォンなど読書以外でも簡単に情報を得られる手段が普及したことなどから、保護者の読書離れが進み、読書の重要性に対する認識が低下し、子育てにおいて絵本に替わり動画を視聴させる家庭も多くなっています。

また、これまで市立図書館が整備されていなかったため、読みたい本や読ませたい本を探しにくい状況でした。

○ 市の取組

- ・乳児期の子どもを持つ家庭に対し、読書活動の最初の一步として、親子が一緒に絵本の楽しさに出会うブックスタート事業を継続し、その機会を最大限生かすよう努めます。
- ・幼児期や学童期以降の子どもを持つ家庭に対しては、市立図書館や市内の教育機関が連携して、家庭教育講座などを通じて読書の重要性を伝え、子どもの発達段階に応じた図書情報の提供や保護者からの相談受付を行い、家読（うちどく）を奨励することで家庭における読書活動推進を支援します。

(2) 幼稚園・保育所等における取組

○ 幼稚園・保育所等の役割

幼稚園・保育所・認定こども園は、日常的に絵本や紙芝居などの読み聞かせを行うことで、全ての子どもたちが平等に本の楽しさを体験できる最適な環境です。

発達段階に応じた絵本等の充実に努め、読み聞かせボランティアなどを積極的に活用し、子どもに本への興味を持たせることで、読書活動へ導くことが求められます。

そして、保護者などに対し、絵本の貸出しや情報提供を行うことで、読み聞かせや読書活動の必要性を啓発し、親子で読書の楽しさを共有できる機会を積極的に作り出していくことが求められます。

○ 現状・課題

ほとんどの幼稚園・保育所等がブックスペースを設けており、日常的に絵本や紙芝居の読み聞かせが行われています。

一部の施設では、希望する子どもに読書の履歴を記録したノートを付けさせたり、保護者への絵本の定期配布をしたり、推薦する絵本の手作り新聞を掲示したりするなどの積極的な取組を行っており、親子で読書に親しむ環境づくりや意識啓発に努めています。

また、読み聞かせに使用する大型本の貸出し、読み聞かせボランティアの派遣、推薦図書の情報提供など、外部からの支援を希望している施設があります。

課題として、各施設間での効果的な取組などの情報共有が不足しています。

○ 市の取組

- ・市立図書館において、他施設で行われている効果的な取組や推薦図書、読み聞かせボランティア等の情報の収集と提供を行います。
- ・市立図書館及び黒石ほるぷ子ども館において、読み聞かせに使用する大型本の充実と貸出しを行います。
- ・市立図書館において読み聞かせや蔵書管理等の研修会を開催し、各施設の職員やボランティアの能力向上と連携を図ります。

(3) 学校における取組

○ 学校の役割

学校図書館ガイドラインでは、児童生徒の自由な読書活動の推進や読書指導を図り、より豊かな感性や心を育成するとともに、自発的・主体的な学習活動を支援するために、「読書センター・学習センター・情報センター」として機能できるよう、学校図書館の整備拡充に努めることとされています。

学習指導要領では、探究的学習において学校図書館を利用すること、言語能力の育成を図るため児童生徒の読書活動を充実することとされています。

○ 現状・課題

小学校では、多読の奨励、地域のボランティア団体と連携した読み聞かせなどが行われており、教員の指導の下、ほとんどの児童が読書活動に参加しています。

中学校では、自主的な読書習慣の育成を目指して朝読書などを実施していますが、読書する生徒と読書しない生徒との二極化の傾向が見られます。

高等学校では、読書離れと二極化がより進行しているほか、希望する進路に関する専門書を求めるなど、生徒ごとの興味関心の細分化が顕著となっています。

各学校において発達段階に応じた多様な読書活動を実施していますが、他校の取組を知る機会がなく、マンネリ化の傾向が見られます。

学校図書館について、小・中学校では学校司書が未配置であり、ボランティアが運営を支援している事例があります。適正配置の際に蔵書管理のシステムの導入が進み環境が改善されましたが、児童生徒数が増加した学校では、蔵書の置場や冊数に一時的な不足が見られています。なお、学校図書館が読書をする、しないにかかわらず子どもの居場所となっている場合があります。

GIGA スクール構想により児童生徒1人に1台タブレット端末が配備され、探究的学習にインターネットによる情報収集が取り入れられていますが、情報の信ぴょう性の検証方法や読書に対する認識の低下などに懸念が生じています。

○ 市の取組

- ・各学校において、学校図書館図書標準を満たすよう計画的に蔵書整備と利用しやすい学校図書館の環境づくりを進めるとともに、多読の奨励や朝読書など読書活動推進のための取組を継続します。
- ・市立図書館と各学校が連携して、効果的な取組や読み聞かせボランティア、推薦図書等についての情報共有、新入生や保護者に向けた学校図書館や市立図書館の活用方法の紹介などを行います。
- ・市立図書館において、探究的学習やキャリア形成に役立つ図書資料の充実と児童生徒への情報提供を図ります。

(4) 地域における取組

○ 地域の役割

市内の各地域においては、公民館・地区センターが地域活動の拠点となり、地区協議会をはじめとする子ども会、育成会、社会福祉協議会などの各種団体が活動し、子どもの健全育成を支援しています。

また、公民館や児童館の館内においては、りんごクラブ（放課後児童健全育成事業）が運営されています。

これら、地域における子どもの居場所となっている施設においても、地域ぐるみでの子どもの読書活動推進の役割が期待されます。

○ 現状・課題

ほとんどの公民館・地区センターでは、読書週間における図書室の開放、リサイクルブックの収集と貸出し、読み聞かせ会の開催などの読書活動推進のための取組を行っているものの、図書の保管場所や図書室の有無といった施設形状の違い、活動するボランティア団体の有無など、施設ごとに環境が異なるため、一律の取組とはなっていません。

また、各施設において数百冊程度の蔵書があるものの、長年更新されておらず、活用されない状態となっています。

一方、児童館やりんごクラブでは日常的に絵本や児童書が読まれており、希望する施設には、スポカルイン黒石図書コーナーや黒石ほるぷ子ども館からの団体貸出しが行われています。

○ 市の取組

- ・公民館・地区センターが中心となり、児童館、りんごクラブ、学校等の周辺施設や関係団体と連携を図りながら、読み聞かせ会などの読書活動推進の事業を継続します。
- ・公民館・地区センターが持つ人脈を生かし、各種団体に対し子どもの読書活動を支援する呼びかけを行ったり、読み聞かせボランティアの人材発掘や講座を開催したりするなど、ボランティアの育成に努めます。
- ・市立図書館、黒石ほるぷ子ども館、公民館・地区センター及び児童館・りんごクラブが連携して、新刊図書や推薦図書の定期的な配本を行ったり、毎月発行する公民館だよりで周知を図ったりするなど、地域における新たな読書活動推進のための取組を模索します。

(5) 市立図書館における取組

○ 市立図書館の役割

市立図書館は、本市における読書活動の主導的役割を担う施設であり、子ども読書活動推進計画の進捗管理、豊かな読書環境の提供、読み聞かせ会等の開催、ボランティアの育成、関係団体との連携や支援など、子どもの読書活動推進に関する様々な取組を積極的に行うことが求められます。

○ 現状・課題

市立図書館が整備される以前は、スポカルイン黒石図書コーナーにおいて、定期的なおはなし会の開催や、パネルシアター、ペープサート、ブックトークなどの様々な企画を取り入れた事業、学校等への出前おはなし会、小学生を対象とした図書業務体験、製本講座の開催、手づくり絵本の展示会など、様々な取組を行ってきました。

しかし、施設が狭く人員や活動内容が限られること、業務の中心となる司書が配置されていなかったことなどから、取組に限界が生じていました。

市立図書館が整備され、活動場所の整備や司書を含む人員配置が行われたことから、積極的に読書活動を推進する環境が整いました。

○ 市の取組

- ・読み聞かせやおはなし会の実施、推薦図書の展示や情報提供、市ホームページやSNSによる情報発信など、様々な手法を用いて子どもの読書活動を推進します。
- ・市内の教育機関との連携を強化し、読み聞かせ活動を行っているボランティア団体等の情報の収集と提供に努めます。
- ・市立図書館で読み聞かせや蔵書整理などを行う図書ボランティアを募集し、要望のあった施設に派遣できるよう、研修会を開催するなど育成に努めます。
- ・市立図書館の利用案内や活用方法を小・中学校と高等学校の新入生等に周知し、利用者の増加を図ります。
- ・様々な図書資料と触れ合う機会を増加させるため、要望のあった施設に定期的な配本を行います。
- ・所蔵していない図書資料の要求に対しては、リクエストカードに基づき購入するほか、県立図書館及び県内各市町村図書館からの相互貸借による借受けや、青森県内図書館共通利用券の発行による各市町村図書館の直接利用の周知に努めます。
- ・定期的にアンケート調査や聴き取り調査等の情報収集を行い、各年度の事業計画や次期計画に反映させるよう努めます。

(6) 黒石ほるぷ子ども館における取組

○ 黒石ほるぷ子ども館の役割

黒石ほるぷ子ども館は、菊竹清訓氏が設計を行い、本市の豊かな自然に囲まれた温もりのある木造建築の中に、木の遊具と1万冊に及ぶ絵本や児童書、紙芝居が備えられており、子どもたちが遊びながら読書に親しむことができる、まさに子どもの読書活動のための施設です。

周辺に住む子どもたちの読書活動の場としての利用に加え、施設の存在自体が本市における子どもの読書活動推進のシンボルとなっています。

○ 現状・課題

毎月テーマを決めて絵本を展示したり、新着本や推薦図書の紹介をしたり、読み聞かせ団体を招いてのおはなし会を開催したりするなどの読書活動推進の事業を行っています。事業の実施に当たっては、地域の小学校や公民館等と連携し、積極的な周知を行っています。

読み聞かせボランティアが地域の小学校において全校児童対象の朝の読み聞かせを行う際、絵本を貸し出すなどの支援を行っており、地域のボランティアの活躍の場を提供するとともに、子どもの読書活動推進を図っています。

市内保育所からの依頼で、定期的な団体貸出を行っていますが、年間の購入冊数が少ないため、人気のある本や新着本を貸し出すことが難しい状況です。

建設から50年近くが経過し、施設の老朽化が進んでおり、保存を望む建築関係者からの寄附をきっかけに、平成29年に「未来につなげる黒石ほるぷ子ども館保存基金」が設置されました。

○ 市の取組

- ・黒石ほるぷ子ども館において、絵本の展示やおはなし会などの読書活動推進のための取組を継続します。
- ・市立図書館と黒石ほるぷ子ども館が連携しながら、読み聞かせボランティアや蔵書の情報共有を進め、人材や蔵書の有効活用に努めます。
- ・施設を将来へ残すため、計画的に修繕を行いながら、施設の存在や活動状況を市内外に情報発信します。

Ⅲ 資料編

1 黒石市立図書館運営計画策定会議名簿

◆ 黒石市社会教育委員 9名

役 職	氏 名	所 属 団 体
委員長	駒 井 昭 雄	黒石市スポーツ協会
副委員長	鳴 海 勝 文	黒石市社会福祉協議会
委 員	角 田 元 伸	黒石市校長会
〃	棟 方 桂 子	黒石文化協会
〃	久 保 田 稔	黒石市子ども会育成連合会
〃	木 村 みつ子	黒石市連合婦人会
〃	鳴 海 信 宏	黒石市連合PTA
〃	齋 藤 有	学識経験者（元中郷小学校校長）
〃	須 藤 重 昭	黒石図書館づくり市民の会

◆ 有識者（アドバイザー） 3名

氏 名	所属団体・職名	備 考
生 島 美 和	帝京大学教育学部准教授	黒石市生涯学習のまちづくり推進委員会委員長
奈良岡 裕 子	青森県立図書館企画支援課 総括主幹	司 書
山 口 つぎ子	読書クラブ水よう会	司 書

2 計画の策定経過

◆ 第1回会議（R3. 6. 30 開催、出席委員 8 人、有識者 3 人）

組織会として委員・有識者の紹介、事務局から図書館整備事業と図書コーナーの現状、策定スケジュール、検討項目の説明を行いました。委員・有識者からは、館内での飲食等のルール、計画の評価などへの意見がありました。

◆ 第2回会議（R3. 7. 30 開催、出席委員 8 人、有識者 3 人）

事務局から運営計画素案について説明を行いました。委員・有識者からは、図書ボランティアの育成と支援、図書館資料の収集・管理方針、地域における読書活動の推進などへの意見がありました。

◆ 第3回会議（R3. 8. 30 開催、出席委員 7 人、有識者 3 人）

事務局から運営計画素案について変更点の説明を行いました。各委員・有識者からは、図書館資料の除籍、図書館奉仕などへの意見がありました。

◆ 第4回会議（R3. 9. 29 開催、出席委員 8 人、有識者 2 人）

事務局から運営計画素案の変更点及び子ども読書活動推進計画素案について説明を行いました。各委員・有識者からは、開館時間の見直し、子ども読書活動推進計画の構成などへの意見がありました。

◆ 第5回会議（R3. 10. 29 開催、出席委員 7 人、有識者 2 人）

事務局から運営計画及び子ども読書活動推進計画の素案の変更点及び重要評価指標の案について説明を行いました。各委員・有識者からは、用語の見直し、市立図書館と黒石ほるぷ子ども館の関係性などへの意見がありました。

◆ 第6回会議（R3. 11. 24 開催、出席委員 7 人、有識者 3 人）

事務局から運営計画及び子ども読書活動推進計画（案）と今後のスケジュールについて説明を行いました。各委員・有識者からは、子ども読書活動の現状や資料編などへの意見がありました。

◆ 意見募集（R3. 12. 28 から R4. 2. 4 まで実施、提出者 2 人）

計画策定に当たり実施した意見募集（パブリックコメント）に対し、経験のある館長や司書の配置を求めること、目標値を高く設定すること、地域に図書館の分館を求めること、学校図書館への支援を求めること、公共交通の充実、利用者の意見を掲示することなどの意見がありました。

3 関係団体等への意見聴取結果

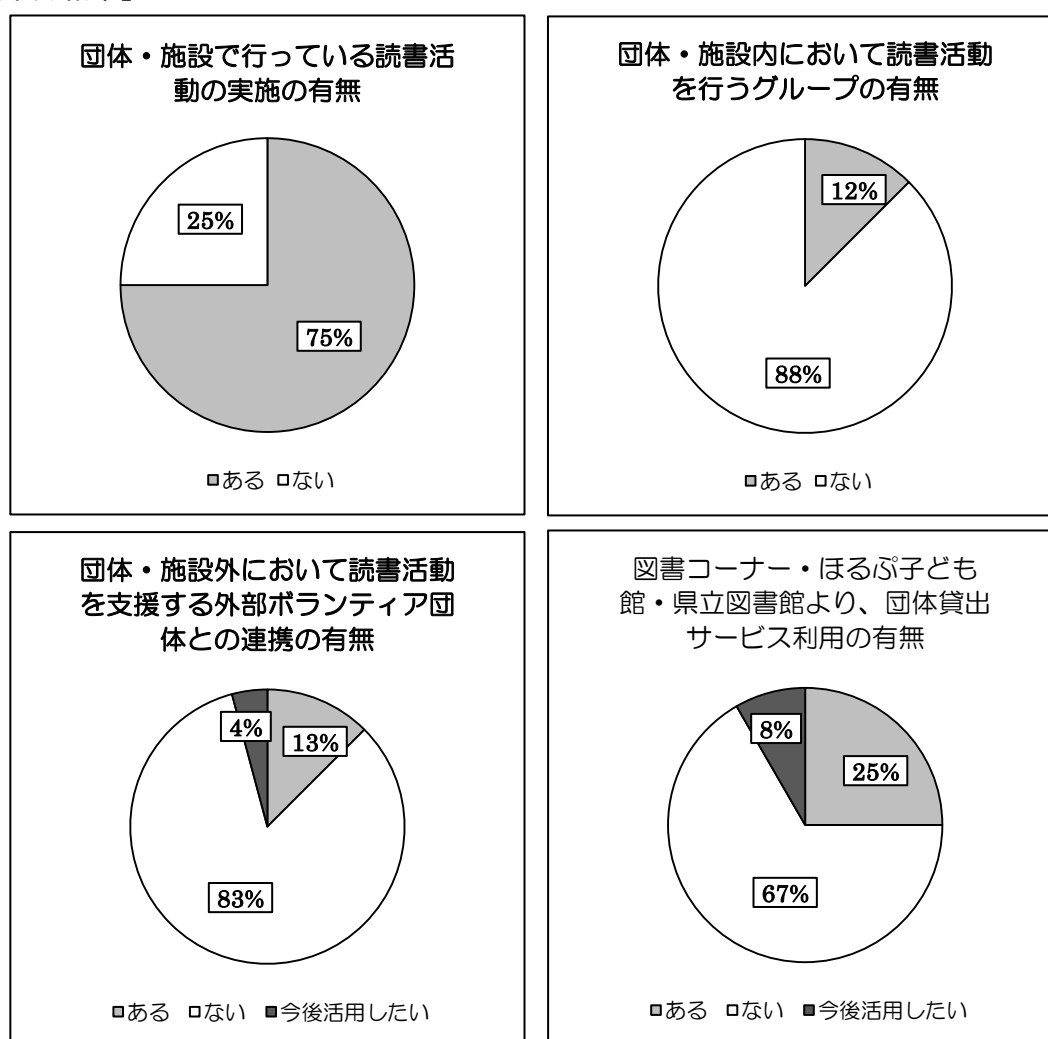
◆ 子どもの読書活動推進に関する取組アンケートについて

【実施時期】 令和3年6月下旬から7月中旬まで

【回答団体】 幼稚園・保育所等 10施設（100冊～6,000冊）
 小学校 4校（4,500冊～6,500冊）
 中学校 2校（8,400冊～10,550冊）
 高等学校 1校（18,819冊）
 公民館・地区センター 7館（80冊～860冊）

※括弧内は保有する図書資料数

【集計結果】



◆ 関係団体等への意見聴取について

【実施時期】 令和3年6月上旬から11月中旬まで

12団体・施設から取組や課題、市立図書館に対する意見等を聴き取りした。

【聴取先】 黒石小学校、黒石東小学校、黒石中学校、中郷中学校、黒石高等学校、牡丹平公民館、上十川公民館、中郷こども園、幸成保育園、黒石図書館づくり市民の会、読書クラブ水よう会、手づくり絵本を楽しむ会

◆ アンケート及び意見聴取における主な意見

対 象	取 組	課 題	図書館に対する意見
幼稚園 保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1冊絵本をプレゼントしている ・貸出希望の子どもごとに読書ノートを配布している ・毎日の読み聞かせ ・図書コーナーへ行き自分の利用者カードを作成 ・新刊情報の提供 ・推薦図書の情報提供 ・図書コーナー等の団体貸出の活用 ・クラス単位で大きな読み聞かせ会の開催 ・各クラスに絵本の排架 	<ul style="list-style-type: none"> ・親の本離れ ・デジタル媒体の普及 ・親子間での本の好みの違い ・読み聞かせ団体の活用がされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型絵本の増加 ・関係団体の情報共有 ・読み聞かせ講座 ・図書館見学 ・保護者の読書に対する理解推進 ・推薦図書の展示や情報提供 ・図書館の活用方法の情報発信 ・移動図書館の整備
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・多読者の表彰 ・親子読書週間の実施 ・朝読書 ・図書室前で推薦図書の紹介 ・司書資格のあるボランティアが図書を整理 ・図書コーナーの出前おはなし会の活用 ・図書コーナー等の団体貸出の活用 ・各教室に図書を排架 	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末配布による本離れの加速 ・資料の量や置き場所の不足 ・図書の整理 ・取組のマンネリ化 ・適正配置によるボランティア団体の減少 ・本に興味を持ってもらうこと ・文章を読む力を養うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の取組等の情報共有 ・読み聞かせと図書整理ボランティアの募集や情報共有 ・親子で読める図書（ロングセラー本）の排架 ・職場体験 ・司書によるブックトーク ・移動図書館の整備
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・図書委員会による図書室運営 ・朝読書 ・各教室に図書を排架 ・探究学習での図書室の活用 ・生徒による本の紹介 ・図書室前におすすめ本の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末配布による本離れの加速 ・読む子と読まない子の二極化 ・図書の整理 ・生徒による作文等のネット引用 ・本に興味を持ってもらうこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の取組等の情報共有 ・図書整理のボランティアの募集や情報共有 ・市立図書館のイベント情報の共有
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・図書委員会による図書室運営 ・新入生への図書室利用の手引きの配布 ・探究学習での図書室の活用 ・生徒によるPOP制作 ・図書室だより発行 ・生徒による読み聞かせボランティア活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・読む子と読まない子の二極化 ・生徒による作文等のネット引用の横行 ・図書の量や置き場所の不足 ・生徒に本に興味を持ってもらうこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の情報共有 ・専門的な図書資料や郷土資料の充実
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室の運営管理 ・映写会の開催 ・黒石ほるぷ子ども館と合同のおはなし会 ・りんごクラブでの読み聞かせ ・団体貸出の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書購入の予算がなく、古い図書や寄贈された図書が大半であること ・図書の置き場所の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の整理 ・公民館への図書検索サービスの整備 ・図書館見学
読書関係 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・図書コーナーでのおはなし会への協力 ・ブックスタートでの読み聞かせ ・手作り絵本の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内及び周辺的安全対策 ・新しい図書の購入 ・利用者のニーズに合わせた運営 ・生涯学習やボランティア活動の場所の提供 ・読み聞かせ研修会の開催 ・関係団体同士の交流会 ・図書館見学

4 重要評価指標（KPI）

計画	項目名	説明	スポカルイン図書コーナー		市立図書館
			H29	R2	R8
黒石市立図書館運営計画	入館者数	市立図書館に入館した人数	18,158人	8,434人	36,300人
	個人への貸出回数	1度に複数貸出しても1回で計上	8,346回	6,484回	16,700回
	個人貸出の利用者数	その年度において個人貸出を行った利用者数	1,039人	709人	2,100人
	個人への貸出冊数	その年度において個人貸出した図書数	25,884冊	21,167冊	51,800冊
	インターネット予約件数	インターネットからの貸出予約が行われた件数	8件	22件	220件
第3次子どもの読書活動推進計画	子どもへの貸出回数	個人貸出の回数のうち、子ども※の回数	771回	453回	1,200回
	子どもの貸出利用者数	個人貸出の利用者数のうち、子どもの人数	213人	98人	320人
	子どもへの貸出冊数	個人への貸出冊数のうち、子どもへの冊数	2,713冊	1,816冊	4,100冊
	団体貸出の回数	施設・団体への貸出回数	128回	38回	200回
	団体貸出の利用団体数	その年度において団体貸出を行った団体数	13団体	11団体	20団体
	団体貸出冊数	県立図書館からの団体貸出を含む	3,003冊	1,303冊	6,000冊
	図書ボランティア団体数	読み聞かせ又は運営ボランティアの団体数	8団体	4団体	6団体

※「子ども」は利用者区分のうち幼児から高校生までの合計を指す。

5 用語解説

レファレンス	図書館員が利用者の求めに応じて学習や調査のために必要な資料や情報を紹介する業務。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、身体など、個々の人の特性や能力に関係なく全ての人が利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスなど社会全体を見直す取組。
司書	図書館法に基づき、図書館の専門的事務に従事する者。
学校司書	学校図書館法に基づき、専ら学校図書館（図書室）の職務に従事する者。学校図書館の専門的職務を掌る司書教諭とは異なり、資格について制度上の定めはない。
読み聞かせ	本を読んで聞かせること。特に、幼児や低学年児童に対し、絵本や児童書などを音読して聞かせること。
朝読書	学校において授業前の10分間程度、読書する取組。みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけの4つの原則がある。集中力や言語能力の向上などの効果があるといわれている。
学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、国が平成5年3月に定めた数値。
パネルシアター	パネルに人物などを描いた布を貼ったり外したりして展開するおはなし、歌、遊び、ゲームをはじめとする教育法、表現法。
ペープサート	紙に人物などを描いて切り抜いたものに棒を付け、背景の前で動かして演じる人形劇。
ブックトーク	読書指導法のひとつで、特定のテーマに関する何冊かの本を批評や解説を加えながら順々に紹介して行く手法。対象は、小学生や中学生などで、子どもが自分の好きな本と出会う良い機会となる。
りんごクラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の本市における名称。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後及び長期休業等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としている。
ブックスタート	絵本を通してより良い親子関係を築くきっかけとなるよう、保護者と赤ちゃんに絵本を楽しむ「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする事業のこと。
家読（うちどく）	家庭内での読書活動。家族で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣を付けるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。